

広報 りくぜんたかた

<臨時号㉗>

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室

平成23年6月14日

第1仮庁舎代表電話：0192-54-2111

仮設庁舎代表電話：0192-59-2111

おおふなとさいがいFMで、広報りくぜんたかた臨時号の内容など、毎日本市の情報を放送しています。周波数は80.5MHzで、午前8時、11時、午後2時、5時の4回放送しています。広報と合わせてそちらも利用してください。

6月15日から横田中学校で衣料の無料配布を開催

市は、県（県南広域振興局、大船渡地域振興センター）と連携して、震災で被災した人々を対象に、店舗型で衣類を配布します。

▽場所 横田中学校体育館

▽期間 6月15日（水）～30日（木）（土日も開催します）

期日	対象地区	期日	対象地区
6月15日（水）	矢作・横田・住田町など	6月23日（木）	米崎・小友
6月16日（木）	竹駒・気仙	6月24日（金）	広田
6月17日（金）	高田	6月25日（土）	全地区
6月18日（土）	米崎・小友	6月26日（日）	〃
6月19日（日）	広田	6月27日（月）	〃
6月20日（月）	矢作・横田・住田町など	6月28日（火）	〃
6月21日（火）	竹駒・気仙	6月29日（水）	〃
6月22日（水）	高田	6月30日（木）	〃

▽時間 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

▽対象 仮設住宅入居者（予定者を含む）、震災被災者

※転売を目的とした事業者など除きます。

▽身分証明の確認 受付で身分を証明できる書類（り災証明書、運転免許証、その他）を提示してください。

▽配布物品 ベビー用品、衣類（長袖など）、下着類、靴下、靴、サンダル、長靴など

▽配布数 1人あたりの配布数に制限はありません。なお、1人で大量に持ち出す場合はスタッフが氏名、団体名、電話番号など確認します。

▽駐車場 駐車スペースが少ないので、できるだけ乗り合いでお願いします。

・横田中学校正門前の仮設駐車場、川の駅よこた、横田コミセン、常光寺駐車場

・横田中学校仮設住宅の駐車場（ただし、入居が始まり次第閉鎖）

▽問い合わせ先 専用電話080-5949-7665（横田中学校に電話をしないこと）

◆身元不明者の法要について

▽日時 6月18日（土）午後1時～2時

▽場所 普門寺本堂（米崎町）

▽内容 市内で発見されたご遺体のうち、身元の判明していない人の法要が行われます。

▽その他 同日午前10時から、普門寺の檀家の人の法要が行われます。

詳しくは、市民環境課環境安全係（☎54-2111）まで。

◆土地取引情報の提供について

市は現在、復興計画を策定しているところですが、今後復興計画を円滑に進めるために、土地の買い占めや高値での売買を防止し、適正な地価水準を保つことが必要です。

土地取引でお悩みの人や、不当な土地取引情報をお持ちの方は、市役所に連絡してください。

詳しくは、企画政策課（☎54-2111）まで。

◆給水申込書の受け付けについて～水道事業所からのお知らせ～

水道事業所では、給水申込書の受け付けを下表の日程で行います。

なお、竹駒町、小友町、広田町の給水申込書は6月20日（月）までに配布する予定です。気仙町は日程が決まり次第お知らせします。

また、給水申込をした後、転居などにより水道を使用しなくなる場合は、中止の手続きが必要になりますので、水道事業所まで連絡してください。

▽申込受付

場所	日時
竹駒コミセン	6月23日（木）午前9時～午後5時
モビリア	6月24日（金）午前9時～午後5時
広田小学校体育館	6月26日（日）午前9時～午後5時
	6月27日（月）午前9時～午後5時
水道事業所（給食センター付近市役所仮庁舎）	平日 午前8時30分～午後5時15分

◆被災者にかかる火葬費用の精算について

このたびの震災による被災者の火葬について、ご遺族が火葬を行った際に負担した火葬費用を精算します。

▽対象者

- ・今回の震災（地震・津波など）の際に亡くなった人
- ・今回の震災の後で、被災市町村内で亡くなった人
- ・被災市町村以外の避難所、病院、仮設住宅などで亡くなった人
- ・被災市町村以外の県内市町村にいた人で、今回の震災が直接の原因で亡くなった人
- ・被災市町村で、災害発生以前に亡くなり、3月11日以降に火葬した人

3月11日に県内沿岸市町村にいた人

※他県などから火葬費用の支給を受けられる場合は対象外です。

▽対象期間 3月11日から5月10日までの火葬分

※震災が原因で亡くなった人については、この限りではありません。

▽対象経費 棺（仏衣・浄衣、ふとん、棺おおい）、火葬場使用料、骨つぼおよび骨箱（骨箱おおい、ふろしき）、遺体輸送費、遺体の保管に必要な保管料、ドライアイス

※葬儀にかかる式典費用（祭壇、供花など）は対象外

▽精算額

- ・大人（12歳以上） 201,000円以内
- ・小人（12歳未満） 160,800円以内

※1. 遺体の保管に必要な保管料、ドライアイスの費用は実費額を精算します。

※2. 県、市町村などが負担したもの（火葬場使用料、棺、骨箱など）については、相当額を上限額から差し引きます。

▽精算を受ける人 火葬許可を受けた人

▽申請に必要な書類

【共通】 申請書、火葬報告書・火葬費明細書、火葬許可証の写し、火葬場使用料の領収書（原本）、葬祭業者からの領収書および費用明細書（原本）、申請者名義の口座通帳の表紙またはキャッシュカード写し

【代理人申請の場合】 【共通】の書類に委任状を追加してください。

【死亡地が被災市町村以外のとき】 【共通】の書類に申立書、死亡診断書（死亡検案書）の写しを追加してください。

▽受付期間 本年11月30日（水）まで（平日の午前9時から午後5時）

▽受付窓口 県庁県民くらしの安全課（〒020-8570 盛岡市内丸10番1号）、大船渡保健所

詳しくは、県庁県民くらしの安全課（☎019-629-6876）まで。